

■くるみん認定、プラチナくるみん認定の認定基準等が改正 ■新たな認定制度もスタートしています 令和4年4月1日～

ポイント1

○くるみんの認定基準とマークが改正されています。

①男性の育児休業等の取得に関する基準が改正されています。

男性の育児休業等取得率 **7%**以上 → 令和4年4月1日以降：**10%**以上
男性の育児休業等・育児目的休暇取得率
15%以上 → 令和4年4月1日以降：**20%**以上

②認定基準に、男女の育児休業等取得率等を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」（38ページ参照）で公表すること、が新たに加われました。

くるみん認定の認定基準については、9～15ページをご覧ください。

<新くるみんマーク>



ポイント2

○プラチナくるみんの特例認定基準が改正されています。

①男性の育児休業等の取得に関する基準が改正されています。

男性の育児休業等取得率 **13%**以上 → 令和4年4月1日以降：**30%**以上
男性の育児休業等・育児目的休暇取得率
30%以上 → 令和4年4月1日以降：**50%**以上

②女性の継続就業に関する基準が改正されています。

出産した女性労働者及び出産予定だったが退職した女性労働者のうち、
子の1歳時点在職者割合 **55%**以上 → 令和4年4月1日以降：**70%**以上

プラチナくるみん認定の認定基準については、17～21ページをご覧ください。

ポイント3

<トライくるみんマーク>

○新たな認定制度「トライくるみん」がスタートしています。

認定基準は、改正前のくるみん認定と同じです。

※トライくるみん認定を受けていれば、くるみん認定を受けていなくても直接プラチナくるみん認定を申請できます。

トライくるみん認定の認定基準については、23～24ページをご覧ください。



ポイント4

<くるみんプラスマーク>

○新たに不妊治療と仕事との両立に関する認定制度「プラス」がスタート！

くるみん、プラチナくるみん、トライくるみんの認定基準に加えて、不妊治療と仕事との両立に関する「プラス認定基準」を満たすことが必要です。

プラス認定基準については、25～27ページをご覧ください。

